

デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和6年4月
商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年5月には告示等の見直し方針が策定されました。これを受けて、当室所管法令関係の別紙の各項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

<参考> デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

(1) 「目視規制」について

別紙に掲げる当室所管法令における立入検査等については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、立入検査の実施に際しては、立入検査等の目的等を考慮した上で実施方法を判断する。

別紙

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表
(当室所管法令関係抜粋)

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の条項は、見直しを要さ ずともデジタル原則適合性が確保 できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
新規	692	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第1項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一 共通3	告示、通知・通達 等の発出又は改正
新規	693	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第2項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一 共通3	告示、通知・通達 等の発出又は改正
新規	694	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律	経済産業省	第12条第4項	デジタルプラットフォーム提供者に対する立入検査（身分証の携帯及び提示）	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一 共通3	告示、通知・通達 等の発出又は改正